

豊洲地区建設発生土受入れ基準の経緯と他機関基準との比較

豊洲地区に係る主な経過		豊洲地区建設発生土受入れ基準	発生土を受け入れている他の機関の状況		関連法規等
			港湾局(東京港埠頭公社)埋立基準	東京都建設発生土再利用センター基準	
S63 5 H4	東京ガス 豊洲地区へ 発生土搬入	特になし			海洋汚染防止法 S45.12.25公布、S46.6.24施行
H5 5 H8	豊洲地区 土地区画整理事業 (都市計画決定～ 事業計画決定)				環境基本法 H5.11.19公布・施行
H9 H10 H11 H12 H13	新交通ゆりかもめの導入 空間となる道路の工事に 着手 東京ガス土壌処理開始 市場移転決定	東京港埠頭公社基準(有明北受入要領)を参考にしていたと推定される。	H9.12 有明北受入要領 土質検定試験 ○試験適用工事 ・ 2,000m3以上の建設発生土が発生する工事 ・ 工場敷地等における工事、トンネル工事 ・ その他、必要と認める場合 ○試験頻度 ・ 50mメッシュ毎または延長300m毎に1箇所 ・ 最低1箇所 ○試験項目 ・ 34項目	H9.4 土質検定試験 ○試験適用工事 ・ 原則、全ての工事 ○試験頻度 ・ 100m間隔(工場敷地等は50m間隔)毎に1箇所 ・ 最低2箇所 ○試験項目 ・ 25項目	環境確保条例 H12.12.22公布、H13.10.1施行(117条)
H14	受入基準を制定 5・7街区へ盛土用材の受 入開始	H14.3に、建設局(当時)が、試験頻度を2,000m3に1回とすることを、豊洲地区全体WGで提案し、了承された。 H14.4 土質検定試験 ○試験頻度 ・ 2,000m3に1回	H14.4 有明北、豊洲・晴海受入要領 土質検定試験 ○試験適用工事 ・ 全ての工事 ○試験頻度 ・ 50mメッシュ毎または延長300m毎に1箇所 ・ 最低1箇所 ○試験項目 ・ 34項目	H14.4 土質検定試験 ○試験適用工事 ・ 2,000m3以上の建設発生土を搬入する工事 ・ 工場敷地、河川(敷)等における工事 ・ その他、必要と認める場合 ○試験頻度 ・ 2,000m2毎または延長300m毎に1箇所 ・ 最低1箇所 ○試験項目 ・ 27項目	土壌汚染対策法 H14.5.29公布、H15.2.15施行
H16	受入れ基準改定	H16.10 受入適用工事 H17年度まで:特に定めなし H18年度から:1工事の搬出量が500m3以上のもの 土質検定試験 ○試験適用工事 ・ 全ての工事 ○試験頻度 ・ 2,000m3以下で1回、2,000m3を超える毎に1回 ○試験項目 ・ 44項目	H16.4 有明北、豊洲・晴海受入要領 土質検定試験 ○試験適用工事 ・ 全ての工事 ○試験頻度 ・ 50mメッシュ毎または延長300m毎に1箇所 ・ 2,500m3毎に1箇所 ・ ダイオキシン類は100mメッシュ毎に1箇所 ・ 最低1箇所 ○試験項目 ・ 44項目	H16.8 土質検定試験 ○試験適用工事 ・ 1,000m3以上の建設発生土を搬入する工事 ・ 工場敷地、河川(敷)等における工事 ・ その他、必要と認める場合 ○試験頻度 ・ 2,000m2毎または延長300m毎に1箇所 ・ 最低1箇所 ○試験項目 ・ 29項目	土壌汚染対策法 改正 H21.4.24公布、H22.4.1施行
H22	受入れ基準改定	H22.7 受入適用工事 1工事の搬出量が500m3以上のもの 土質検定試験 ○試験適用工事 ・ 全ての工事 ○試験頻度 ・ 2,000m3以下で1回、2,000m3を超える毎に1回 ○試験項目 ・ 44項目	H22.4 中防内側受入要領 土質検定試験 ○試験適用工事 ・ 全ての工事 ○試験頻度 ・ 50mメッシュ毎または延長300m毎に1箇所 ・ 2,500m3毎に1箇所 ・ ダイオキシン類は100mメッシュ毎に1箇所 ・ 最低1箇所 ○試験項目 ・ 45項目	H22.4 土質検定試験 ○試験適用工事 ・ 500m3以上の建設発生土を搬入する工事 ・ 環境確保条例における工場及び指定作業場、ダイオキシン類対策法の特設施設の敷地及び跡地、河川(敷)及び旧河川(敷)での工事、トンネル・シールド工事等 ・ その他、必要と認める場合 ○試験頻度 ・ 2,000m2毎または延長300m毎に1箇所 ・ 最低1箇所 ○試験項目 ・ 36項目	

* 豊洲地区の受入れ基準については現在調査中であり、調査結果によっては内容を変更することがあります。